

議題（３）消費税増税に伴うオレンジゆずるバスの運賃改定について

◆運賃改定案については、１０月１日の増税時には、大人運賃の値上げ（ＩＣカード・一日乗車券含む）を行い、小児運賃の値下げ（ＩＣカード・一日乗車券含む）は、消費税増税に伴う運賃改定に係る国の通達から、制度上、増税時の改定が出来ず、増税から３ヶ月以上期間を空ける必要があることから、令和２年１月の改定とする。（回数券・定期券は据置）

なお、路線バスについては、阪急バス(株)が消費税率の引き上げ分を運賃改定する。

（普通運賃３２０円以上区間の値上げ、はんきゅうグランドパス６５を５％値上げ等（別紙参照））

			現行料金 A	１０月（増税時）		１月（３ヶ月後）	
				新料金① B	差額 B－A	新料金② B'	差額 B'－A
運賃 （現金、ＩＣカード）	大人		210	220	10	220	0
	小児		110	110	0	100	△ 10
	高齢者・障害者		100	100	0	100	0
一日乗車券	大人		420	440	20	440	0
	小児		220	220	0	200	△ 20
	高齢者・障害者		200	200	0	200	0
回数券	11枚	大人	2,000	2,000	0	2,000	0
		小児	1,000	1,000	0	1,000	0
		高齢者・障害者	1,000	1,000	0	1,000	0
	28枚	大人	5,000	5,000	0	5,000	0
		小児	2,500	2,500	0	2,500	0
		高齢者・障害者	2,500	2,500	0	2,500	0
定期券	1か月	大人	8,820	8,820	0	8,820	0
		小児	4,620	4,620	0	4,620	0
		高齢者・障害者	4,200	4,200	0	4,200	0
	3か月	大人	25,140	25,140	0	25,140	0
		小児	11,780	11,780	0	11,780	0
		高齢者・障害者	10,710	10,710	0	10,710	0
	6か月	大人	47,630	47,630	0	47,630	0
		小児	20,790	20,790	0	20,790	0
		高齢者・障害者	18,900	18,900	0	18,900	0

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する
基本的な考え方

平成31年3月12日
国土交通省

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ（一部改正 平成30年12月27日）に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - （1）消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - （2）消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - （3）端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - （4）ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - （5）改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - （6）消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて

I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

II. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

2019年10月1日からの消費税率（国・地方。以下同じ。）引上げに伴う乗合バス運賃・料金の改定については、各乗合バス事業者が、現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金を申請し、認可を得ることにより行うことを基本とし、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定の手続き

（1）上限運賃・料金の改定

現行の上限運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな上限運賃・料金（以下「改定上限運賃・料金」という。）について変更認可の手続きを行うものとする。なお、1円単位運賃を設定する場合にあつては、当該上限運賃の認可に当たり、これまでの10円単位運賃と1円単位運賃の両者について上限運賃の変更認可の手続きを行うこととする。

（2）軽微な運賃・料金（届出運賃・料金）の改定

現行の運賃・料金に消費税率引上げ分を転嫁した新たな運賃・料金について事前届出の手続きを行うものとする。

2. 消費税率引上げに伴う上限運賃・料金の変更認可

（1）上限運賃・料金の変更認可の基準等

申請された改定上限運賃・料金については、当該改定上限運賃・料金に基づき算出された2019年度運送収入見込額が、同輸送量の想定で現行上限運賃・料金を適用して算出した2017年度運送収入実績額の換算値との比較による増収率で、110／108の範囲内である場合に、認可を行うこととする。

（2）上限運賃・料金の変更認可の申請及び認可の時期

- ① 原則として、2019年5月31日までに改定上限運賃・料金について変更認可申請を行うものとする（様式1参照）。
- ② 上限運賃・料金の変更認可は、2019年8月下旬を目途に行う予定である。

3. 改定上限運賃・料金の算出方法

各種運賃・料金ごとの改定上限運賃・料金の算出方法は次のとおりとする。

(1) 普通運賃

普通運賃の制定形態に応じて、それぞれ、以下のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上で、10円未満の端数を四捨五入により処理するものとする。ただし、運賃額が1,000円以上になるものについては、50円単位（25円以上は切り上げ、25円未満は切り捨て）とすることができるものとする。

なお、1円単位運賃については、1円未満の端数を四捨五入により処理することを基本としつつ、同一区間において併存する10円単位運賃については、10円未満の端数を切り上げにより処理するものとする。

① 対キロ制・対キロ区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行賃率に $110/108$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の賃率からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き賃率に $110/100$ を乗じて改定賃率を求め、これにより改定上限運賃を算出する。

ウ. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。なお、この場合の現行上限運賃は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限運賃の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。

エ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

② 均一制、地帯制及び特殊区間制

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

ア. 現行上限運賃に $110/108$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

イ. 消費税率5%時の上限運賃からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限運賃に $110/100$ を乗じて改定上限運賃を算出する。

(2) 回数券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記（1）による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく回数券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(3) 定期券

次のいずれかの方法により改定上限運賃を算出した上、10円未満の端数を四捨五入により処理する。

① 上記（1）による改定後の上限普通運賃を基準運賃額とし、制度通達に基づく定期券運賃の計算方により算出する。

② 現行上限運賃に $110/108$ を乗じる。

(4) 料金

次のいずれかの方法により改定上限料金を算出した上、10円未満の端数を四捨五

入により処理する。

① 現行上限料金に $110/108$ を乗じる。なお、この場合の現行上限料金は、前回の消費税率引き上げに伴い認可された上限料金の端数処理前の値（1銭単位。単位未満は四捨五入。）とすることができる。

② 消費税率5%時の上限料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税抜き上限料金に $110/100$ を乗じる。

（5）消費税引上げ率に見合う増収率とするための調整

① 上記（1）から（4）までの処理を行った結果による増収率が、消費税引上げ率を上回る又は下回ることが見込まれる場合は、普通運賃、回数券、定期券及び料金の改定率のバランスに配慮しつつ、事業全体として増収率が $110/108$ の範囲内となるよう調整（以下「過不足調整」という。）を行う（※1）ものとする。

（※1）実際には運賃ブロック単位ごとに増収率が $110/108$ の範囲内となるよう調整を行う。

② ①の過不足調整に当たっては、普通運賃において、利用割合が相当程度を占める運賃帯（※2）を端数処理の結果、据え置くこととなることに伴い、事業全体として $110/108$ の増収率の確保が困難となることが見込まれる場合にあっては、公平な転嫁の観点を踏まえて遠距離利用者に過大な負担が生じる事態を回避することを目的として、事業全体の増収率が $110/108$ の範囲内となることを前提に、当該運賃帯について、 $110/108$ を上回って引き上げること（ $110/108$ を上回る引き上げ率による賃率とすることを含む。）を認めることとする。

（※2）260円以下が該当するものとする。

③ ①の増収率の確認及び過不足調整は、別表①増収率算定表及び別表②増収率調整表により行うものとする。

4. 実施運賃・料金の設定変更届出

（1）認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で設定する実施運賃・料金の届出

上記2.により改定上限運賃・料金の変更認可を受けた場合には、当該認可を受けた改定上限運賃・料金の範囲内で、新たな実施運賃・料金の設定変更届出を行うものとする（様式2参照）。ただし、当該届出により設定する新たな運賃・料金については、現行の設定運賃・料金からの引上げ率を消費税引上げ率の範囲内（※3）として算出するものとする。

（※3）上記3.（5）の過不足調整に伴い $110/108$ を上回る場合を除く。

（2）届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として10円未満の端数は四捨五入により処理する。）した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

① 現行届出運賃・料金に $110/108$ を乗じる。

② 消費税率5%時の届出運賃・料金からその $5/105$ に相当する額を控除した税

抜き届出運賃・料金に110/100を乗じる。

5. その他

(1) 消費税率引上げ分の転嫁による新たな運賃・料金の実施時期は、原則として2019年10月1日からとする。ただし、議会手続きを要する公営事業者の場合など、2019年10月1日から実施することができないやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(2) 消費税率引上げ分の転嫁に併せて、それ以外の事由による上限運賃・料金の変更（以下「通常改定」という。）の認可申請を同時に行う場合には、消費税率引上げ分と通常改定分とを明確に区分して申請を行うものとし、利用者に対してもその旨を公表するものとする。

なお、この場合の新たな運賃・料金の実施時期は、事業者の事情に応じた時期とすることを認めることとする。

(3) 消費税率引き上げ分の転嫁と通常改定を段階的に行う場合には、原則として、3か月以上の期間を設けるものとする。

(4) 1円単位運賃を設定する事業者にあつては、同一区間において、1円単位運賃と10円単位運賃の2つの運賃が併存することから、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないようにあらかじめ十分な周知・説明を行うものとする。

(5) 1円単位運賃の設定により、同一区間において2つの運賃が併存する場合にあつては、運行する区間に応じて運賃額の表示が変わる対キロ制運賃等の車内運賃表示器への運賃額の表示については、1円単位運賃の表示を省略することができるものとする。

Ⅲ. その他

各種手数料（旅客の都合による運賃・料金の払戻しに係るもの等）について、消費税率引上げに伴う改定を行う場合には、当該手数料の現行額に110/108を乗じた新たな手数料の額を算出（10円未満の端数は四捨五入により処理する。）し、当該新たな手数料の額について運送約款の変更認可を受けるものとする。なお、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号、以下「標準約款」という。）に金額が規定されている手数料については、標準約款の一部改正により所要の改定を行う予定である。



2019. 7. 2

消費税率引上げに伴う一般路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

阪急バス株式会社（本社：大阪府豊中市、社長：井波 洋）では、2019年5月31日付にて国土交通省に一般乗合バス事業の旅客運賃の上限変更認可申請を行いました。

申請理由及び申請概要は以下のとおりです。

1. 申請の理由

2019年10月1日より実施予定の消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため。

2. 申請の概要

(1) 申請日

2019年5月31日（金）

(2) 運賃改定実施予定日

2019年10月1日（火）

(3) 改定上限運賃の平均改定率

1.845% 【参考】消費税率引き上げ率 1.852%

(4) 改定運賃の概要

当社でご利用の多い区間（特殊区間制、均一制）における普通運賃が改定されないことから、全体の増収率が110/108以内に収まるよう、以下の内容により増収率を調整いたします。

〔増収率調整の主な内容〕

- ・ ICカード「hanica」にチャージした際のプレミア額を変更いたします。
- ・ 通勤定期券、通学定期券、通学学期定期券（阪急スクールパス）の割引率を変更（2%引下げ）いたします。
- ・ 高齢者定期券（はんきゅうグランドパス 65）の発売額を改定いたします。

【参考】消費税率8%への引上げ時は据置き

ア) 片道普通運賃

運賃制度		現行	改定後
均 一 制		芦屋市域（の特定区間） 220 円 有野・藤原台地域 210 円	芦屋市域（の特定区間） 220 円（据置き） 有野・藤原台地域 210 円（据置き）
特殊区間制		1 区 220 円 ※以降1区増毎に20円加算	1 区 220 円（据置き） ※以降1区増毎に20円加算
対キロ区間制	大阪エリア 兵庫エリア	150 円～170 円 180 円～310 円 320 円～520 円 530 円 540 円～740 円 750 円～890 円 910 円～930 円	10 円アップ 180 円～310 円（据置き） 10 円アップ 20 円アップ 10 円アップ 20 円アップ 10 円アップ
	京都エリア	160 円（調整区間） 170 円～400 円	170 円（調整区間） 170 円～400 円（据置き）

※ 調整区間等は上記の記載によらない場合があります。

イ) hanica

	現行	改定後
チャージ1,000円につき	プレミア額 100 円	プレミア額 80 円

ウ) 通勤定期券・通学定期券

単位：円

主要区間	普通運賃		通勤定期券 (1ヶ月)		通学定期券 (1ヶ月)	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
千里中央～豊中	220	220	9,240	9,500	7,920	8,180
豊中～桃山台駅前	220	220	9,240	9,500	7,920	8,180
J R 吹田北口～桃山台駅前	240	240	10,080	10,370	8,640	8,930
J R 茨木～阪急石橋	260	260	10,920	11,230	9,360	9,670
千里中央～箕面森町センター	410	420	17,220	18,140	14,760	15,620
阪急逆瀬川～逆瀬台センター	220	220	9,240	9,500	7,920	8,180
J R 芦屋～芦屋浜営業所前	220	220	9,240	9,500	7,920	8,180
西宮北口～関西学院前	220	220	9,240	9,500	7,920	8,180
阪急川西能勢口～清和台中央	260	260	10,920	11,230	9,360	9,670
阪急川西能勢口～パークタウン中央	340	350	14,280	15,120	12,240	13,020
阪急長岡天神～金ヶ原中	230	230	9,660	9,940	8,280	8,560
阪急長岡天神～美竹台住宅前	190	190	7,980	8,210	6,840	7,070

エ) 通学学期定期券 (阪急スクールパス)

単位：円

改定後						
券種	基準運賃額	1 学期	2 学期	2 学期プラス	3 学期	学年
SP160	160	20,230	21,720	24,100	15,470	59,500
SP170	170	21,490	23,070	25,600	16,440	63,200
SP210	210	21,920	23,710	26,230	16,630	65,500
SP310	260	27,140	29,350	32,470	20,590	81,100
SP520	350	36,760	39,840	44,040	27,830	110,300
SP フリー	520	54,280	58,710	64,950	41,180	162,200

現行						
券種	基準運賃額	1 学期	2 学期	2 学期プラス	3 学期	学年
SP150	150	18,610	19,850	22,090	14,330	54,000
SP160	160	19,850	21,180	23,560	15,280	57,600
SP170	170	21,090	22,500	25,030	16,240	61,200
SP210	210	21,420	23,000	25,520	16,380	63,000
SP310	260	26,520	28,470	31,590	20,280	78,000
SP510	340	34,880	37,520	41,600	26,620	103,000
SP フリー	510	52,020	55,850	61,970	39,780	153,000

オ) 高齢者定期券 (はんきゅうグランドパス 65)

単位：円

	現行	改定後
1ヶ月	5,500	5,800
3ヶ月	11,000	11,600
6ヶ月	21,000	22,000
12ヶ月	40,000	41,900

※その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

3. お問い合わせ先

① 運賃等に関するお問い合わせ先

阪急バス株式会社 自動車事業本部 営業企画部 業務課

〔TEL〕 06-6866-3155 (平日 8:45～17:45)

② その他サービス案内

阪急バスホームページ <https://www.hankyubus.co.jp/>

以上